

深谷市条例第26号

深谷市空家等対策の推進に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で事業活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (5) 事業者等 市内で不動産業、建設業その他の空家等の管理及び活用に関連する事業を営む者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。

- 2 市は、空家等に関する施策の実施に当たっては、市民等、事業者等及び関係機関との連携を図るものとする。
- 3 市は、空家等に関する施策の実施に当たっては、空家等の発生の予防並びに適正な管理及び活用に関する所有者等及び市民等の意識の啓発を図るものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等の適正な管理に関し、自らの責任及び負担において必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等を自ら利用する見込みがないときは、当該空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適正な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに市に情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者等は、空家等の活用を促進するため、自らの事業活動を通じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等の認定)

第7条 市長は、空家等が法第2条第2項に規定する状態にあると認めるときは、当該空家等を特定空家等として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により空家等を特定空家等と認定するときには、あらかじめ第10条に規定する深谷市空家等対策審議会の意見を聴くものとする。

(表示板の設置)

第8条 市長は、空家等を特定空家等に認定したときは、特定空家等であることを示す表示板を当該特定空家等に設置することができる。

(緊急措置)

第9条 市長は、空家等が適正に管理されないことにより、地域住

民の生命、身体又は財産に危害を及ぼすことが想定され、かつ、緊急性が認められるときは、これを回避するために必要最小限の措置（以下「緊急措置」という。）を講ずることができる。

- 2 市長は、緊急措置を講じようとするときは、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該空家等の所有者等の所在が判明しないときその他のやむを得ない事由により当該空家等の所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。
- 3 市長は、緊急措置を講じたときは、当該緊急措置の内容を当該空家等の所有者等に速やかに通知しなければならない。ただし、当該空家等の所有者等を確知することができないときは、告示をもってこれに代えることができる。
- 4 市長は、緊急措置を講じたときは、当該緊急措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

（深谷市空家等対策審議会の設置）

第10条 市の空家等に関する施策の推進に関し必要な事項について審議するため、深谷市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第11条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 識見を有する者

（2） 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第12条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第13条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。